



総務事務センターからのお知らせ

【育児休業を取得予定の方へ】令和4年10月から育児休業中の共済組合の掛金免除の要件が変わります！

行政経営局福利厚生課

育児休業期間中は、申請により、共済組合・互助会の掛金が免除となる場合があります。

法改正により、令和4年10月1日以後に開始した育児休業について、共済組合の掛金免除要件が変わりますので、育児休業を取得予定の方は御確認ください。

【特にご注意ください！】 期末勤勉手当の掛金免除

期末勤勉手当支給月の月末に育児休業を取得していても、1月を超える育児休業を取得していないと、期末勤勉手当の掛金は免除となりません。

今までは、月末に育児休業を取得していれば、免除となりましたが、改正後は免除されませんので、ご注意ください。

(例) 12月1日～12月31日の期間(ちょうど1月)育児休業を取得した場合

→ 期末勤勉手当の支給月の末日に育児休業を取得していますが、取得期間が1月以内であり、1月を超えないため、期末勤勉手当の掛金は免除となりません。

● 共済組合・互助会の掛金免除の特例(育休・産休)

主な区分	共済組合	互助会	備考
育児休業	免除	免除	要:免除申請
産前・産後休暇	免除	免除なし	要:免除申請

● 共済組合の掛金免除要件の改正(育児休業)

※法改正の施行日(令和4年10月1日)以後に開始した育児休業から適用

	改正前(～令和4年9月)	改正後(令和4年10月～)
毎月の給料	①月の末日に育児休業中であること	①月の末日に育児休業中であること 又は ②育児休業開始日の属する月の末日前に育児休業を終了する場合で、その月に2週間以上育児休業を取得していること ⇒①か②のいずれかの要件を満たしていること
期末勤勉手当	①期末勤勉手当支給月(6月、12月)の末日に育児休業中であること	①期末勤勉手当支給月の末日に育児休業中であること かつ ②1月を超える育児休業を取得していること ⇒①と②の両方の要件を満たしていること

[お問合せ先] 互助共済班

[電話番号] 054-221-2025



添付1_02掛金免除の特例R4.10.pdf添付2_参考_育児休業中の掛金免除について.pdf